

第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状

1 障がいのある人の現状

本市における障がいのある人の数は合計 8,087 人で、障がい別には身体障がいのある人が 5,628 人（全体の 69.6%）、知的障がいのある人が 1,293 人（同 16.0%）、精神障がいのある人が 1,166 人（同 14.4%）となっています。

また、本市の総人口に占める障がいのある人の割合は、7.0%となっています。

総人口及び障がいのある人の状況（令和元年度末現在の人数）

区分	総人口	障がいのある人総数	身体 （手帳所持者）	知的 （手帳所持者）	精神 （手帳所持者）
人数	115,761	8,087	5,628	1,293	1,166
比率	—	7.0%	(69.6%)	(16.0%)	(14.4%)

（1）身体障がい

身体障害者手帳交付者数は 5,628 人で、うち 18 歳未満は 64 人、18 歳以上は 5,564 人となっています。

障がい種別では、肢体障がい が 3,276 人（全体の 58.2%）で最も多く、次に内部障がいの 1,650 人（同 29.3%）が多くなっています。

等級別では、1 級所持者が 1,656 人で最も多く、次に 4 級所持者が 1,541 人、3 級所持者が 988 人となっています。1 級、2 級の重度の所持者の割合は 42.5% と高い割合になっています。

身体障害者手帳所持者の状況（令和元年度末現在の人数）

障がい種別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	合計
視覚障がい	18 歳未満	1	1	0	1	0	0	3	261
	18 歳以上	90	69	20	20	37	22	258	
聴覚障がい	18 歳未満	1	5	0	0	0	3	9	399
	18 歳以上	10	72	42	179	2	85	390	
言語障がい	18 歳未満	0	0	0	0			0	42
	18 歳以上	0	3	23	16			42	
肢体障がい	18 歳未満	18	11	4	6	1	3	43	3,276
	18 歳以上	393	563	758	963	412	144	3,233	
内部障がい	18 歳未満	4	0	3	2			9	1,650
	18 歳以上	1,139	10	138	354			1,641	
計	18 歳未満	24	17	7	9	1	6	64	5,628
	18 歳以上	1,632	717	981	1,532	451	251	5,564	
	合計	1,656	734	988	1,541	452	257	5,628	

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、1,293人で、うち18歳未満は372人、18歳以上は921人となっています。

障がい程度では、A判定（重度）は361人（全体の27.9%）、B判定（中・軽度）は932人（同72.1%）となっています。

療育手帳所持者の状況（令和元年度末現在の人数）

年齢区分	A判定	B判定	合計
18歳未満	77	295	372
18歳以上	284	637	921
合計	361	932	1,293

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳交付者数は1,166人で、うち1級（重度）は105人（全体の9.0%）、2級（中度）は791人（同67.8%）、3級（軽度）は270人（同23.2%）となっています。

なお、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人で、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けた人を含めた数です。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和元年度末現在の人数）

1級	2級	3級	合計	自立支援医療（精神） 受給者証交付者
105	791	270	1,166	2,333

① 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違っているため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

② 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいとは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義にも、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年7月に361疾病に拡大されています。

2 サービスの提供体制の現状

訪問系.....すべてのサービスで減少

日中活動系.....就労移行支援で減少、就労継続支援、短期入所で増加

居住系.....共同生活援助（グループホーム）で増加

相談支援.....計画相談支援で増加

障害児通所支援等...すべてのサービスで増加

	サービス種別	事業所数		利用定員数	
		平成 28 年度末	令和元年度末	平成 28 年度末	令和元年度末
訪問系	居宅介護	33	32	—	—
	重度訪問介護	33	31	—	—
	同行援護	9	6	—	—
	行動援護	3	2	—	—
日中活動系	生活介護	17	17	452	474
	自立訓練（生活訓練）	1	1	8	6
	就労移行支援	3	2	36	30
	就労継続支援（A型）	9	10	185	195
	就労継続支援（B型）	13	18	234	351
	短期入所	6	11	19	32
居住系	共同生活援助	13	14	402	417
	施設入所支援	5	5	213	212
相談支援	計画相談支援	13	15	—	—
	地域移行支援	5	5	—	—
	地域定着支援	5	5	—	—
障害児通所支援等	児童発達支援	2	3	65	75
	放課後等デイサービス	14	18	140	175
	障害児相談支援	12	14	—	—

※令和元年度末において、市内の事業所でサービスを提供しているものについて記載